

広島県告示第八百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年十一月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
令和二年広島県告示第二百七十五号	広島県山県郡安芸太田町大字遊谷地内	高田屋川（一二三〇）	土石流の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害	高田屋川（一二三〇）	土石流の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害